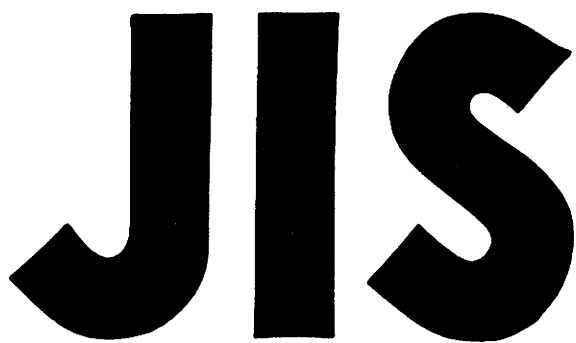




往復動内燃機関—
要素及びシステム用語—
第6部：潤滑装置

JIS B 0109-6 : 1999

(2004 確認)

平成 11 年 10 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。これによってJIS B 0109-1984は廃止され、この規格、JIS B 0109-1, JIS B 0109-2, JIS B 0109-3, JIS B 0109-4, JIS B 0109-5, JIS B 0109-7, JIS B 0109-8及びJIS B 0109-9に置き換えられる。

今回の制定では、対応する国際規格との整合化に重点を置き、対応国際規格の分類体系に合わせてJIS B 0108-1984, JIS B 0109-1984及びJIS B 0110-1984を統合・分類して往復動内燃機関用語全体を12規格による構成とした。

JIS B 0109は、次の部によって構成される。

JIS B 0109-1 往復動内燃機関—要素及びシステム用語—第1部：機関構造及び外部カバー

JIS B 0109-2 往復動内燃機関—要素及びシステム用語—第2部：主要運動部品

JIS B 0109-3 往復動内燃機関—要素及びシステム用語—第3部：弁、カム及び駆動装置

JIS B 0109-4 往復動内燃機関—要素及びシステム用語—第4部：過給及び吸排気装置

JIS B 0109-5 往復動内燃機関—要素及びシステム用語—第5部：冷却装置

JIS B 0109-6 往復動内燃機関—要素及びシステム用語—第6部：潤滑装置

JIS B 0109-7 往復動内燃機関—要素及びシステム用語—第7部：調速装置

JIS B 0109-8 往復動内燃機関—要素及びシステム用語—第8部：始動装置

JIS B 0109-9 往復動内燃機関—要素及びシステム用語—第9部：制御及び監視装置

また、JIS B 0108及びJIS B 0110は、次によって構成される。

JIS B 0108-1 往復動内燃機関—用語—第1部：機関設計及び運転用語

JIS B 0108-2 往復動内燃機関—用語—第2部：機関保全用語

JIS B 0110 往復動内燃機関—特殊項目用語

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 11.10.20

官 報 公 示：平成 11.10.20

原案作成協力者：日本内燃機関連合会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 一般機械部会（部会長 岡村 弘之）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室（☎ 100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 分類.....	1
3. 定義.....	1
4. 潤滑方式.....	2
5. 潤滑装置.....	2
6. 潤滑装置関係部品.....	3
7. フィルタ構成部品.....	4
7A. 機関用潤滑油.....	4
解説.....	9
索引.....	13

白 紙

往復動内燃機関
—要素及びシステム用語—
第6部：潤滑装置

B 0109-6：1999

Reciprocating internal combustion engines
—Vocabulary of components and systems—
Part 6：Lubricating systems

序文 この規格は、1992年に第1版として発行されたISO 7967-6, Reciprocating internal combustion engines—Vocabulary of components and systems—Part 6：Lubricating systemsを元に、対応する部分については対応国際規格を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格であるが、対応国際規格には規定されていない用語及びその定義を日本工業規格として追加している。

なお、この規格のうち、点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格に規定されていない事項である。

1. 適用範囲 この規格は、往復動内燃機関において一般に用いる要素及びシステム用語のうち、潤滑装置に関する用語について規定する。

備考 対応国際規格を、次に示す。

ISO 7967-6：1992, Reciprocating internal combustion engines—Vocabulary of components and systems—Part 6：Lubricating systems

2. 分類 用語は、次の箇条に分類する。

- 4. 潤滑方式
- 5. 潤滑装置
- 6. 潤滑装置関係部品
- 7. フィルタ構成部品
- 7A. 機関用潤滑油

3. 定義 用語及び定義は、次による。

- a) 用語のうち、付図として図示したものがあるが、その場合には各定義中に付図番号を記載している。
- b) 用語の番号は、対応国際規格の番号と一致している。

なお、対応国際規格に規定されていない用語に関しては、“A”から始まる英字アルファベットの大文字を付記している。

- c) 対応英語の中で、太字で表したものは、対応国際規格で規定している用語を示す。